

教 職 教 養

志願種別		教科科目		受験番号		氏名	
------	--	------	--	------	--	----	--

- 1 次の文中の（ア）～（ウ）にあてはまる人物名を（a）～（c）からそれぞれ選び、その正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 1。

- ・ （ア）は、人間の欲求には順序性があり、低次のものから順に、「生理的欲求」「安全と安定の欲求」「所属と愛情の欲求」「承認と自尊の欲求」「自己実現の欲求」であるとする、欲求階層説を提唱した。
- ・ （イ）は、構造化された教科内容を学習者の認知発達に適合させて提示すること、学習者の内発的動機付けを確固にした上で、教科内容を「発見」的に学ぶべきことなどを提唱した。
- ・ （ウ）は、「労作学校」という言葉を最初に用いた人であり、学校の使命として、1）職業的陶冶、2）職業的陶冶の道德化、3）公共の道德化＝公民的志操の形成を挙げた。

- (a) ケルシェンシュタイナー (Kerschensteiner, G.)
 (b) マズロー (Maslow, A. H.)
 (c) ブルーナー (Bruner, J. S.)

- ① ア (a) イ (b) ウ (c)
 ② ア (a) イ (c) ウ (b)
 ③ ア (b) イ (a) ウ (c)
 ④ ア (b) イ (c) ウ (a)
 ⑤ ア (c) イ (a) ウ (b)
 ⑥ ア (c) イ (b) ウ (a)

2 次は、平成元年以降の学習指導要領の改訂のポイントである。(a)～(c)を古い順に正しく並べてあるものを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 2。

平成元年改訂	社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成 (生活科の新設、道徳教育の充実)
--------	--

(a)	「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス (授業時数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入)
-----	---

(b)	「生きる力」の育成を目指し資質・能力を三つの柱(※)で整理、社会に開かれた教育課程の実現 (※)「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」 (「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの推進、小学校外国語科の新設等)
-----	---

(c)	基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成 (教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設)
-----	--

①	(a)	→	(b)	→	(c)
②	(a)	→	(c)	→	(b)
③	(b)	→	(a)	→	(c)
④	(b)	→	(c)	→	(a)
⑤	(c)	→	(a)	→	(b)
⑥	(c)	→	(b)	→	(a)

3 次は、秋田の先覚者について説明したものである。この説明にあてはまる人物名をA群から、出身地をB群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 3。

科学的探求心と創造力に富み、当時、先端技術であったフェライトの事業化のため、東京電気化学工業株式会社（現・TDK株式会社）を創立した。後に衆議院議員として科学技術振興、産業振興、理科教育の振興等に貢献した。

A群	① 庄司 乙吉	② 山下 太郎	③ 齋藤 憲三
B群	④ 北秋田市	⑤ にかほ市	⑥ 横手市

4 次は、教育基本法の前文である。文中の下線部①～④のうち、正しくないものを一つ選べ。解答番号は 4。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた①民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と②人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、③真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、④民主主義の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の^{ひら}基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

5 次は、地方公務員法の条文の一部である。文中の（ ）からあてはまる語句をそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 5。

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として（ ① 戒告 ② 訓告 ）、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の（ ③ 義務 ④ 命令 ）に違反し、又は職務を怠つた場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4（略）

第三十三条 職員は、その職の（ ⑤ 信頼 ⑥ 信用 ）を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

6 次のア～ウは、それぞれある法規の条文の一部である。これらの法規の名称として正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 6。

- ア すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- イ すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- ウ 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| ① ア 日本国憲法 | イ 教育公務員特例法 | ウ 学校保健安全法 |
| ② ア 教育基本法 | イ 地方公務員法 | ウ 学校教育法 |
| ③ ア 日本国憲法 | イ 地方公務員法 | ウ 学校保健安全法 |
| ④ ア 教育基本法 | イ 教育公務員特例法 | ウ 学校教育法 |
| ⑤ ア 日本国憲法 | イ 地方公務員法 | ウ 学校教育法 |
| ⑥ ア 教育基本法 | イ 教育公務員特例法 | ウ 学校保健安全法 |

7 次は、「第4期あきたの教育振興に関する基本計画～みんなでつくろう「教育立県あきた」～（令和7年3月 秋田県教育委員会）」に設定された本県教育の目指す姿の実現に向けた6つの基本方針である。文中の（ア）にあてはまる語句をA群から、（イ）にあてはまる語句をB群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 7。

- 基本方針1 社会の（ア）な発展を牽引する力の育成
- 基本方針2 確かな学力の育成
- 基本方針3 誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進
- 基本方針4 豊かな心と健やかな体の育成
- 基本方針5 子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の構築
- 基本方針6 誰もが（イ）にわたり学び続けられる環境の構築

- | | | | |
|----|-------|-------|-------|
| A群 | ① 自発的 | ② 持続的 | ③ 将来的 |
| B群 | ④ 長期 | ⑤ 生涯 | ⑥ 多岐 |

- 8 「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン（平成30年12月 令和3年3月改訂 文部科学省）」に示された、紙の教科書が有している法令上の位置付けとして、適当でないものを次の①～⑤から一つ選べ。解答番号は 8。

- ① 各学校において使用しなければならないこと。
- ② 文部科学大臣による検定を経る必要があること。
- ③ 全ての児童生徒に対して無償で給与されること。
- ④ 国から教科書発行者に対して、発行の指示、定価の認可等が行われること。
- ⑤ 著作・編集等に当たって、著作権の権利制限が認められていること。

- 9 次は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月 スポーツ庁 文化庁）」の一部である。文中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 9。

地域クラブ活動は、学校の（ア）の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として（イ）に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の（ウ）を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| ① ア 教育課程外 | イ 青少年及び成人 | ウ 教育的意義 |
| ② ア 教育課程外 | イ 幼児児童生徒 | ウ 教育的意義 |
| ③ ア 教育課程外 | イ 青少年及び成人 | ウ 社会的意義 |
| ④ ア 教科以外 | イ 幼児児童生徒 | ウ 教育的意義 |
| ⑤ ア 教科以外 | イ 青少年及び成人 | ウ 社会的意義 |
| ⑥ ア 教科以外 | イ 幼児児童生徒 | ウ 社会的意義 |

10 次は、「令和7年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」に示された教育課程の編成に関する重点事項の一部である。（ア）にあてはまる語句をA群から、（イ）にあてはまる語句をB群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 10。

2 基礎学力の向上を図る教育課程の充実

(1) 育てたい力を明確にした教育計画

（ア）等に応じ、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得や、課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を目指す教育計画を作成する。

(2) 生きがいや創造性を育む教育活動

自己の生き方を考え、生涯を通じて学び続ける意欲と態度を育む。また、創造力の育成に向け、一人一人のよさや可能性を伸ばす（イ）を展開する。

A群	① 発達の段階や特性	② 学習課題や学習活動
	③ 現代的な諸課題	
B群	④ 特色ある教育活動	⑤ ゆとりのある教育活動
	⑥ 授業時数外の教育活動	

kyosai-guild.jp

- 1 1 次は、「令和 7 年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」に示された学習評価に関する記述である。（ア）にあてはまる語句を A 群から、（イ）にあてはまる語句を B 群から、（ウ）にあてはまる語句を C 群からそれぞれ一つずつ選べ。

解答番号は 1 1。

- 1 (略)
- 2 一人一人の児童生徒を伸ばす評価
- (1) 自己評価、相互評価の活用
自己評価や相互評価を行う場を設定することにより、児童生徒が（ア）、高い意欲をもって学びに向かうことを促すとともに、評価能力を高めことができるよう配慮する。
- (2) （イ）の活用
（イ）の対象となるものを児童生徒に伝えるとともに、感性や思いやりなど一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等を積極的に評価し、児童生徒や保護者にその状況を適切に伝える。
- 3 妥当性と信頼性のある評価
- (1) 評価の実施体制の整備
評価の実施体制を整備し、組織的かつ（ウ）に取り組むとともに、学校間の接続においても学習評価が適切に引き継がれるよう留意する。
- (2) 評価の日常的な見直しと改善
学習評価の妥当性や信頼性を高めるために、評価方法等について日常的に改善を図るよう努める。

A 群	① 自己の変容を客観的に自覚し	② 問題解決の過程を振り返り
B 群	③ 観点別学習状況の評価	④ 個人内評価
C 群	⑤ 計画的	⑥ 継続的

- 1 2 次は、「小学校学習指導要領（平成29年3月告示）」の第1章総則に示された道徳教育に関する記述の一部である。（ア）にあてはまる語句をA群から、（イ）にあてはまる語句をB群から、（ウ）にあてはまる語句をC群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 1 2。

道徳教育を進めるに当たっては、（ア）と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた（イ）を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く（ウ）のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

※「中学校学習指導要領（平成29年3月告示）」、「高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）」、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）」、「特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）」にも同様の記述がある。

A群	① 人間尊重の精神	② 自主及び自律の精神
B群	③ 我が国と郷土	④ 自然や風土
C群	⑤ 主体性	⑥ 創造性

- 1 3 次は、「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver. 2.0）（令和6年12月26日 文部科学省）」に示された「3. 学校現場において押さえておくべきポイント」の一部である。文中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 1 3。

- ・ 学校現場での適切な情報の取扱いの観点では、プライバシーを尊重し個人の権利利益を保護するため、（ア）等の関係法令等を遵守する必要がある。また、生成AIサービスの利活用時には、意図せず他人の著作権を侵害してしまわないように、生成AIと著作権制度について正しく理解する必要がある。
- ・ 特定の個人ないし集団への人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教等の多様な背景を理由とした不当で有害な（イ）が生じることを避けるため、生成AIの学習データや入力するプロンプト、連携する外部サービス等によってバイアスが含まれ得ることに留意し、公平性を欠くことがないよう、（ウ）を介在させる必要がある。

① ア 個人情報保護法	イ 排除又は攻撃	ウ 人間の判断
② ア 学校教育法	イ 偏見及び差別	ウ 複数の価値観
③ ア 個人情報保護法	イ 偏見及び差別	ウ 複数の価値観
④ ア 学校教育法	イ 排除又は攻撃	ウ 人間の判断
⑤ ア 個人情報保護法	イ 偏見及び差別	ウ 人間の判断
⑥ ア 学校教育法	イ 排除又は攻撃	ウ 複数の価値観

1 4 次は、いじめ防止対策推進法の条文の一部である。文中の下線部①～④のうち、正しくないものを一つ選べ。解答番号は 1 4。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と①一定の人的関係にある他の児童等が行う②心理的又は物理的な影響を与える行為（③インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が④一方的かつ継続的に被害を受けているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

1 5 次は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版 文部科学省）」に示された「第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢」の一部である。文中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 1 5。

- ・ 重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、（ア）を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、（イ）を確実に実践していく姿勢で取り組む必要がある。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、（ウ）して対応することが必要である。

- | | | | | | | |
|---|---|--------|---|--------|---|---------------|
| ① | ア | 事実関係 | イ | 人間関係構築 | ウ | 警察に相談・通報 |
| ② | ア | いじめの有無 | イ | 人間関係構築 | ウ | 警察に相談・通報 |
| ③ | ア | 事実関係 | イ | 再発防止策 | ウ | 警察に相談・通報 |
| ④ | ア | いじめの有無 | イ | 再発防止策 | ウ | スクールカウンセラーに相談 |
| ⑤ | ア | 事実関係 | イ | 再発防止策 | ウ | スクールカウンセラーに相談 |
| ⑥ | ア | いじめの有無 | イ | 人間関係構築 | ウ | スクールカウンセラーに相談 |

16 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（令和2年6月改訂版 文部科学省）」における、学校・教職員等が虐待を受けたと思われる子供を発見した場合の対応の内容として、適当でないものを次の①～④から一つ選べ。解答番号は 16。

- ① 虐待が疑われる場合は、確証がなくても市町村や児童相談所等に通告すること。
- ② 外傷がある場合、スケッチやメモで傷の状況を詳細に記録すること。
- ③ 子供から聞き取りを行う場合は、オープンクエスチョン形式で尋ねること。
- ④ 市町村や児童相談所等への通告の前に、通告することを保護者に必ず伝えること。

17 次の文中の下線部①～④のうち、正しくないものを一つ選べ。解答番号は 17。

- ・ ボウルビィ (Bowlby, J.) は、赤ん坊が母親に対して特別の感情を抱くような、特定の対象に対する特別の情緒的結び付きを① アタッチメントと名付けた。
- ・ ピアジェ (Piaget, J.) は、2～7歳くらいまでの時期を② 形式的操作期と呼び、自己中心性という概念で特徴付けた。
- ・ エリクソン (Erikson, E.) は、青年期を子どもから大人になるために与えられた猶予期間として位置付け、③ モラトリアムと呼んだ。
- ・ スキャモン (Scammon, R. E.) は、年齢の増加に伴う心身の発達的变化を④ 一般型、生殖型、神経型、リンパ型の発達曲線で示した。

18 次は、心理療法について述べたものである。（ア）にあてはまる人物名をA群から、（イ）にあてはまる語句をB群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 18。

- ・ （ア）によって創始されたクライアント中心療法は、クライアント自身が問題を自力で解決できるように援助し、当面の問題解決に終わらず、将来へのより成熟した態度の発展を促そうとしたものである。
- ・ モレノ (Moreno, J. L.) によって創始された（イ）と呼ばれる集団心理療法は、参加者の自発性を高め、コミュニケーションを発展させることを目的としたものである。

- | | |
|----|---|
| A群 | ① ローエンフェルド (Lowenfeld, M.)
② アクスライン (Axline, V. M.)
③ ロジャーズ (Rogers, C. R.) |
| B群 | ④ 箱庭療法 ⑤ 心理劇 ⑥ 遊戯療法 |

1 9 次は、学校教育法の条文の一部である。文中の（ア）にあてはまる語句をA群から、（イ）にあてはまる語句をB群から、（ウ）にあてはまる語句をC群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 1 9。

第八十一条 （略）

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 （ア）

三 身体虚弱者

四 （イ）

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を（ウ）、教育を行うことができる。

A群	① 身体障害者	② 肢体不自由者
B群	③ 視覚障害者	④ 弱視者
C群	⑤ 派遣して	⑥ 常駐させて

2 0 次は、発達障害者支援法の条文の一部である。文中の（ア）～（ウ）にあてはまる語句の正しい組合せを下の①～⑥から一つ選べ。解答番号は 2 0。

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、（ア）その他の広汎性発達障害、（イ）、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常（ウ）において発現するものとして政令で定めるものをいう。

① ア 高次脳機能障害	イ 言語障害	ウ 低年齢
② ア アスペルガー症候群	イ 言語障害	ウ 低年齢
③ ア 高次脳機能障害	イ 言語障害	ウ 学齢期
④ ア アスペルガー症候群	イ 学習障害	ウ 学齢期
⑤ ア 高次脳機能障害	イ 学習障害	ウ 学齢期
⑥ ア アスペルガー症候群	イ 学習障害	ウ 低年齢

2 1 次は、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月26日中央教育審議会）」の一部である。文中の下線部①～④のうち、正しくないものを一つ選べ。解答番号は 2 1。

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や①社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の②課題を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する③全ての学校において実施されるものである。

- 一方で、少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、④通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加しているなど、特別支援教育をめぐる状況が変化している。

2 2 次は、「令和7年度 学校教育の指針（秋田県教育委員会）」に示された「特別支援教育」の重点事項のキーワードに関する記述の一部である。文中の（ア）にあてはまる語句をA群から、（イ）にあてはまる語句をB群から、（ウ）にあてはまる語句をC群からそれぞれ一つずつ選べ。解答番号は 2 2。

合理的配慮

合理的配慮は、障害のある幼児児童生徒が十分に教育を受けられるよう、状況に応じて（ア）必要とされるものであり、学校（園）の設置者及び学校（園）が必要かつ適切な変更・調整を行うことである。合理的配慮の検討は、学校（園）の設置者及び学校（園）と本人・保護者により可能な限り（イ）を図りながら行い、一人一人の（ウ）や教育的ニーズ等に応じて提供される。

A群	① 特別に	② 個別に
B群	③ 合意形成	④ 共通理解
C群	⑤ 障害の状態	⑥ 家庭環境

令和8年度 秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験

教職教養 解答と配点

問題番号	解答番号	解答	配点	問題番号	解答番号	解答	配点
1	1	④	5点	12	12	①、③、⑤	5点
2	2	⑤	5点	13	13	⑤	5点
3	3	③、⑤	5点	14	14	④	4点
4	4	④	4点	15	15	③	5点
5	5	①、③、⑥	4点	16	16	④	4点
6	6	③	5点	17	17	②	4点
7	7	②、⑤	4点	18	18	③、⑤	5点
8	8	③	4点	19	19	②、④、⑤	4点
9	9	①	5点	20	20	⑥	5点
10	10	①、④	4点	21	21	②	4点
11	11	①、④、⑤	5点	22	22	②、③、⑤	5点

50点

50点

100点